

川越市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード

訪問型サービス(平成27年4月1日以降新規に指定された事業者用)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位		
	種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合 1,176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		日割の場合	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		イ 1週に2回程度の場合 2,349単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		日割の場合	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		ウ 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		日割の場合	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287		
A2	2511	訪問型独自サービス22		イ 生活援助が中心である場合	(ア) 所要時間20以上45分未満の場合		179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(イ) 所要時間45分以上の場合		220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		ウ 短時間の身体介護が中心である場合		163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			イ 1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			ウ 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			イ 生活援助が中心である場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(イ) 所要時間45分以上の場合		-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 短時間			ウ 短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	1月につき		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50単位加算	50		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算	